

公益財団法人愛知県スポーツ協会倫理委員会規程

第1章 総則

第1条 この規程は、公益財団法人愛知県スポーツ協会（以下「協会」という。）定款第43条の規定に基づき、倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置することに関して必要な事項を定めるものとする。

第2章 目的及び事業

第2条 委員会は、協会が本県スポーツ団体の統括組織として、その自覚と責任を持ち、スポーツの基本であるフェアプレー精神に則り、加盟団体共々、常に健全かつ公正な運営と発展に努めるとともに、スポーツの振興を通して、その社会的使命を果たしていくために必要な事項を審議することを目的とする。

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項を審議する。

- (1) 協会及び協会倫理規程（以下「倫理規程」という。）第2条に規定する役職員等の綱紀粛正の推進に関すること。
- (2) 協会加盟団体について、倫理規程及び「公益財団法人愛知県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」等関係規程の遵守及び処分に関すること。
- (3) 役職員等が、倫理規程第4条及び協会職員就業規程第54条に抵触すると思われる事案について、理事長の求めに応じ事実関係の確認を行い、その結果及び処分案を具申すること。
- (4) 理事会の求めに応じて、事実関係の確認を行い、その結果を報告すること。

第3章 組織

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成し、理事長が委嘱する。

- | | |
|-------------------------|----|
| (1) 競技団体選出の総務委員会委員より | 1名 |
| (2) 地域団体選出の総務委員会委員より | 1名 |
| (3) 愛知県スポーツ局から選出された委員 | 1名 |
| (4) 公益財団法人愛知県スポーツ協会常務理事 | 1名 |
| (5) 弁護士等法律の専門家 | 1名 |

第4章 役員

第5条 委員会に次の役員を置く。

- | | |
|------|----|
| 委員長 | 1名 |
| 副委員長 | 1名 |

第6条 委員長は、競技団体選出の委員をもって充てる。

- 2 副委員長は、委員の互選により決める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

第7条 委員及び役員の任期は、委嘱開始日から協会役員の任期と同じく終了する。
ただし、再任は妨げない。

2 委員及び役員に欠員を生じたときは、補充することができる。補充された委員及び役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員及び役員は、任期満了後といえども後任者が就任するまではその職務を行う。

第5章 委員会

第8条 委員会は、必要に応じて委員長が召集し、その議長となる。

2 委員会は、委員総数の過半数が出席しなければ開会することができない。

3 委員は、自己に関係ある事案についての議事に参与することができない。ただし、委員長の同意があった場合には、会議に出席し、意見を述べることができる。

4 委員長が必要と認めた時は、委員以外の者に対し、委員会への出席、意見又は資料の提出を求めることができる。

5 委員会の議事は、出席委員の3分の2以上でこれを決める。

6 委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第6章 守秘義務

第9条 委員会の委員は、職務上知り得た情報を、正当な理由なくして第三者に漏らしてはならない。その職を辞した後も同様とする。

第7章 規程の改廃

第10条 この規程は、委員会において委員総数の3分の2以上の同意により、理事会の承認を得なければ変更することができない。

附 則

この規程は、理事会の日（令和2年6月26日）から施行する。